

平成二十年十月十七日受領  
答弁第九五号

内閣衆質一七〇第九五号

平成二十年十月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出日本インドネシア経済連携協定に係る看護師・介護福祉士候補者受け入れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出日本インドネシア経済連携協定に係る看護師・介護福祉士候補者受け入れに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの最低額、最高額及び平均額は、平成二十年七月時点においては、それぞれ十二万円、十九万七千五百五十円及び約十六万千円である。

二及び五について

お尋ねの名称及び所在地については、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三及び六について

インドネシア人介護福祉士候補者及び看護師候補者（以下「インドネシア人候補者」という。）の基本給額が日本人と同等以上であることについては、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）に基づき、受入れ調整機関である社団法人国際厚生事業団（以下

「事業団」という。）において、受入れ機関が求人票に添付して提出した就業規則、賃金台帳等により、同様の職務に従事する日本人職員の基本給額と比較して確認している。

四について

お尋ねの最低額、最高額及び平均額は、平成二十年七月時点においては、それぞれ十一万六千円、二十一万千三百円及び約十五万七千円である。

七について

インドネシア人候補者が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けるかどうかは、当該受入れ施設において同様の職務に従事する日本人職員と比較して確認することとしており、当該受入れ施設が所在する地域における日本人の給与水準と比較することとはしていない。

八について

平成二十年七月時点では、インドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関のうち、日給制を採用している機関は一機関であり、当該機関における日給額は一万四百円である。また、インドネシア人看護師候補者の受入れ機関のうち、日給制を採用している受入れ機関はない。

九について

平成二十年七月時点では、インドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関のうち、時給制を採用している機関は四機関であり、当該機関における時給の最低額は七百元、最高額は八百元、平均額は約七百六十円である。また、インドネシア人看護師候補者の受入れ機関のうち、時給制を採用している機関は四機関であり、当該機関における時給の最低額は六百九十円、最高額は千三百円、平均額は約九百四十円である。

一〇について

お尋ねの手取り額については、超過勤務手当等の支給等により、事例によって大きく異なってくることから、把握することは困難である。

一一、一三及び一四について

御指摘の受入れ機関は時給制を採用し、就労時間は主に午前中に限られ、学校での研修費用は当該機関が負担していると聞いていることから、雇用契約の内容には問題がないものと考えている。また、基本給額、労働時間及び居住費の負担額等については、受入れ機関の求人票において可能な限り記載することとしており、インドネシア人候補者はおおよそその手取り額を知り得る立場にあるものと考えている。

一二について

インドネシア人候補者はおおよそその手取り額を知り得る立場で雇用契約を締結しているものであるが、仮に御指摘のような場合が生じた場合には、事業団において、当該インドネシア人候補者と受入れ機関の間の話し合いをできる限り支援することとしている。なお、当該インドネシア人候補者がどうしても手取り額に納得できない場合は、当該インドネシア人候補者は契約を解除し、帰国することも可能である。

一五について

御指摘の「申し立て」とは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四条第一項に基づく申告（以下「申告」という。）を指すものと考えるが、申告をした労働者又は退職した労働者が使用者又は使用者であった者から不利益な取扱いをされるおそれがあることから、申告がされているインドネシア人候補者の受入れ機関の有無を明らかにすることは差し控えたい。

また、仮に申告があつたとしても、事実関係について十分に調査する必要があることから、そのことをもって受入れ機関として直ちに不相当であるとまでは言えないと考えている。

一六及び一七について

御指摘の「介護の研修」とは経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成二十年条約第二号。以下「日本インドネシア経済連携協定」という。）附属書十第一編第六節2(a)(iii)に規定する研修を指すものと考えるが、当該研修の具体的内容については、日本インドネシア経済連携協定に基づき設置された自然人の移動に関する小委員会で採択されたインドネシア人介護福祉士候補者の研修に関する指針を踏まえ、現在、インドネシア政府において検討しているところであり、その決定時期についても、現時点でお答えすることは困難である。

また、御指摘の発言は、日本インドネシア経済連携協定に基づき入国するインドネシア人介護福祉士候補者に対して入国及び一時的な滞在が認められるための要件を説明したものである。インドネシア政府によつて必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた候補者についても、他の候補者と同様、我が国の介護福祉士国家試験に合格しなければ、我が国の法令に基づく介護福祉士として就労することはできない。

一八について

御指摘の研修機関としては、現在、独立行政法人国際交流基金と財団法人海外技術者研修協会の二つが

ある。国際交流基金が実施している研修の総費用は、約一億六千五百万円を予定しており、そのうち受入れ機関が負担する額を除いた額は、約一億三千九百万円を予定している。また、海外技術者研修協会が実施している研修の総費用は約五億七千万円を予定しており、そのうち受入れ機関が負担する額を除いた額は約五億二千万円を予定している。両機関は、現在、それぞれ五十六名、百四十九名のインドネシア人候補者を受け入れている。

#### 一九について

御指摘のような差異が生じた理由は、国際交流基金においては、既有の設備・機材等を活用することが可能であったことから、それらの経費を計上していないのに対し、海外技術者研修協会においては、所要の設備・機材、研修環境整備等の経費を含めて計上していることによるものである。

#### 二〇について

国際交流基金においては、海外における日本語の普及という観点、海外技術者研修協会においては、海外産業技術研修者の研修という観点から、それぞれテキストに関する知見を蓄積していることから、当該知見を活用して別々にテキストを作成又は選定したものであり、御指摘は当たらないものと考えている。

二一について

一九について及び二〇についてでお答えしたとおり、研修機関の研修費用及びテキスト作成に係る予算の執行については問題がないものと考えているところであり、フィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入れに当たっても、適切な予算執行に努めてまいりたい。